

## 診療報酬及び調剤報酬等に関するお問い合わせ（ご質問）について

1. 診療報酬及び調剤報酬等に関するご質問は、原則として「診療報酬及び調剤報酬等に関する質問票」により対応いたします。
2. 別添の当該質問票を作成し、関東信越厚生局茨城事務所あて メールにてご質問いただきますようお願いいたします。  
なお、質問事項が複数の場合、質問ごとに当該質問票を作成いただくよう併せてお願いいたします。
3. 回答は、受付順に電話にて行います。  
なお、質問内容によっては本省等への確認を要するものもあるため、回答に相当の時間を要する場合がありますので、予めご了承下さい。
4. 診療報酬の改定時期は、受付業務や審査業務が集中するため、電話での質問はご遠慮いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
5. 診療報酬改定に関するご質問とそれに対する回答のうち、基本的なものについては、次のリンク先（厚生労働省ホームページ）にも逐次掲載されますので、そちらもご参照ください。

(1) [令和8年度診療報酬改定について | 厚生労働省](#)

(2) [診療報酬関連情報 | 厚生労働省](#)

※ ご質問の受付は茨城県内の保険医療機関及び保険薬局等に限らせていただきます。

関東信越厚生局茨城事務所

照会専用メールアドレス：gigisyo-02▲mhlw.go.jp

※ お問い合わせの際は、「▲」を「@」に置き換えてご利用ください。